

山口県報

令和2年
7月14日
(火曜日)

目 次

○人委規則

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第四号及び第五号を次のように改める。

四 プルセラ症

五 結核

第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 条例第十条第一項第一号へに規定する業務は、次に掲げる業務とする。

一 感染症の患者又はその疑いがある者（次号及び第三号において「患者等」という。）の救護又は移送

二 患者等に面接して行う疫学的調査その他の調査

三 患者等からの検体の採取又はこれを補助する業務

附則第七項を附則第九項とする。

附則第六項中「附則第四項第三号」を「附則第六項第三号」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項を附則第七項とする。

附則第四項中「附則第五項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三項中「附則第五項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項中「附則第五項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（警察作業手当の特例）」を付し、附則第一項の次に次の見出し及び二項を加える。

（感染症防疫等業務手当の特例）

2 条例附則第三項に規定する業務は、次に掲げる業務とする。

一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者（次号及び第三号において「患者等」という。）の救護又は移送

二 患者等に面接して行う疫学的調査その他の調査

三 患者等からの検体の採取又はこれを補助する業務

四 新型コロナウイルス感染症の病菌が付着し、又は付着している疑いがある物件の消毒又は処分

五 新型コロナウイルス感染症の患者が療養のために宿泊する施設に長時間滞在して行う業務

六 前各号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認めるもの

3 条例附則第三項の規定により支給する感染症防疫等業務手当については、第二十一条第一項第一号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第二項及び第三項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

令和二年七月十四日
発行

発行人

山口県知事